

第5回庁舎等建設に関する協議会  
令和4年7月27日

総務部地域安全課

### 風水害における駐車場の利用について

#### 1 風水害時における対応（タイムライン別の動き）について

時 期	主な動き
情報収集期 【1週間前～】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集</li> <li>・ 警戒本部設置の判断</li> </ul>
警戒態勢準備期（警報発令前） 【3日前～】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部会議の協議検討</li> <li>・ 勤務態勢の確認</li> <li>・ 通常業務継続の可否判断</li> <li>・ 市民への広報</li> <li>・ 施設安全点検</li> <li>・ 要配慮者への連絡</li> <li>・ 自主避難所の準備</li> <li>・ 連絡員派遣（※駐車場利用）</li> </ul>
重点警戒期（警報発令～警報解除） 【当日】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集・伝達</li> <li>・ 避難指示等の発令</li> <li>・ 各部警戒態勢</li> <li>・ 自主避難所の運営</li> <li>・ 避難所の運営</li> <li>・ 警戒本部会議</li> <li>・ 連絡員派遣（※駐車場利用）</li> </ul>
収束期（警報解除後） 【翌日以降～】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主避難所、避難所の閉鎖</li> <li>・ 情報収集、伝達</li> <li>・ 各部安全点検等対応</li> <li>・ 警戒本部会議</li> </ul>

※ 時期は目安であり、気象状況の変化、速度等により異なる。

#### 2 連絡員による駐車場利用について 自衛隊等の車両、数台程度